

1 3 その他施設

(1) 施設の概要

その他施設には、駐車場、駐輪場、斎場、墓苑などがあります。

本市の駐車場は7施設あり、駐輪場は4施設、斎場は1施設、墓苑は3施設、その他施設は9施設あります。

駐車場・駐輪場は、小杉地区に7施設、大島地区に3施設、大門地区に1施設立地しています。

斎場・墓苑は、新湊地区に1施設、小杉地区に1施設、大島地区に1施設、大門地区に1施設立地しています。

その他施設は、新湊地区に4施設、小杉地区に2施設、大門地区に2施設、大島地区に1施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
駐車場・駐輪場	11施設	1 小杉駅前広場駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		2 小杉駅東駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		3 太閤山10丁目駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		4 太閤山5・6丁目駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		5 大門中町駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		6 越中大門駅前広場駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		7 大島駐輪場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		8 小杉駅前自転車駐車場	市有	市直営	S57	33	不要	280.50	S
		9 小杉駅前西自転車駐車場	市有	市直営	S63	27	不要	482.78	S
		10 小杉駅南自転車駐車場	市有	市直営	S58	32	不要	643.70	S
		11 越中大門駅前自転車駐車場	市有	市直営	H23	4	不要	375.00	その他
		小計						1,781.98	
斎場・墓苑	4施設	1 斎場	市有	市直営	S41	49	不明	288.00	RC
		2 太閤山公園墓苑	市有	市直営	H19	8	不要	24.89	RC
		3 南郷霊園	市有	市直営	H16	11	不要	62.00	W
		4 大島墓地	市有	市直営	-	-	-	-	-
		小計						374.89	
その他施設	9施設	1 サービスセンター	市有	市直営	H08	19	不要	269.63	SRC
		2 錦町バス待合所	市有	市直営	H05	22	不要	46.32	RC
		3 二口バス待合所	市有	市民協働	H08	19	不要	18.00	W
		4 越中大門駅多目的トイレ	市有	市直営	H24	3	不要	9.10	W
		5 八幡宮境内公衆便所	市有	無償貸与	H04	23	不要	45.00	W
		6 内川奈呉トイレ	市有	市直営	H26	1	不要	13.92	W
		7 新湊庁舎駅前トイレ	市有	市直営	H03	24	不要	38.00	RC
		8 駅南広場公共トイレ	市有	市直営	H04	23	不要	57.00	RC
		9 あゆの風センター307号室	市有	市直営	H09	18	不要	82.14	RC
		小計						579.11	
		合計						2,735.98	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) その他の施設

施設の現状

その他の施設	
建物状況	<ul style="list-style-type: none">・小杉駅前の駐輪場は老朽化が進んでいますが、通勤通学者等にとって必要な施設であると考えられます。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none">・駐輪場については、道路交通の円滑化を図る上でも、引き続き適正な維持管理を行っていくことが必要であり、そのための経費削減、施設の長寿命化等を行っていく必要があります。・墓苑は、新たな施設の整備は行わないことを前提に、現状の施設を維持することとして取り組んでいく必要があります。・斎場については、老朽化が進んでおり50年の経過年数を迎えることから、更新が必要な時期にきています。将来の本市の規模に見合った施設規模として管理運営していくことが必要となっています。

基本的な考え方

その他の施設	
将来のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none">・駐車場・駐輪場は、公共交通政策推進の観点から必要な施設が維持され、地域公共交通の活性化につながっています。また、転用・売却が困難な未利用地についても、収益確保の観点から有効活用が図られています。・墓苑は、現状の施設が適正に維持されています。
個別の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・駐車場・駐輪場は、公共交通政策推進の観点から必要な施設を維持し、必要性の薄い施設については廃止します。・墓苑は、現状の施設を維持することとし、新たな整備は行わないものとします。・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。